



第2部

第4期 障がい福祉計画

(平成27年度～平成29年度)







第1章 計画の概要

第1節 障がい福祉計画の策定

第2節 計画策定における基本的事項

第3節 計画の対象者

第4節 計画期間中の見直し





第1節 障がい福祉計画の策定

第4期障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（以下「法」という。）」で規定する、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること」を目的として、同法第87条の規定に基づき、国が定める基本指針（以下「基本指針」^{※22}という。）に即して、同法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画（第4期障がい福祉計画）と位置付け、策定するものです。

第4期障がい福祉計画は、法の目的、基本指針の実現に向け、法第88条第2項に規定する「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項」、「指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策」、「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」などを定めます。

また、平成24年度から児童福祉法に基づくサービスとなった障がい児通所支援については、障がい児支援の基盤整備に係る内容となることから、第4期障がい福祉計画に盛り込み、計画的な取組を進めます。

今回は、第1期計画（平成19年度～20年度）、第2期計画（平成21年度～23年度）、第3期計画（平成24年度～26年度）に続く第4期計画として、新たに平成27年度から平成29年度までを計画年度として策定します。

※22 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号：平成26年5月15日改正告示）





第2節 障がい福祉計画の作成に関する基本的事項

基本指針では、「障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、全ての障害者等が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと及び障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とする。」との計画策定における基本理念を示しており、この基本理念と、基本指針で定める「障害福祉計画の作成に関する基本的事項」を踏まえて、第4期障がい福祉計画を策定します。

この節では、「障害福祉計画の作成に関する基本的事項」の抜粋と、計画策定に当たっての対応内容を  で表します。

1 作成に当たって留意すべき基本的事項

障がい福祉計画の基本理念を踏まえるとともに、成果目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮する。

(1) 障がい者等の参加

サービスを利用する障がい者等のニーズの把握に努めるほか、障がい者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置等サービスの基盤整備に当たっては、障がい及び障がい者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、協議会を活用するとともに、障がい者等をはじめ地域住民、企業等の参加を幅広く求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

(3) 総合的な取組

法の基本理念を踏まえ、自立支援給付及び地域生活支援事業について医療、教育、雇用等の関係機関と連携しながら総合的に取り組むものとなる必要がある。





2 障がい福祉計画の作成のための体制の整備

障がい者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

(1) 障がい福祉計画作成委員会等の開催

障がい福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障がい者等をはじめ、事業者、雇用、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障がい福祉計画作成委員会等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、法で定める協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならない。

→ **地域自立支援協議会への意見聴取**

(2) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

労働担当部局、保健衛生担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要である。

→ **各担当課において茨城県と連携を図る**

(3) 市町村と都道府県との間の連携

市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として、法の実施に関して一義的な責任を負っており、これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められる。

→ **障がい福祉計画策定における必要指標の茨城県への提供と茨城県策定指標の市町村への情報提供などの連携を図る**





3 障がい者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障がい福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障がい者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握できるよう努めることが必要である。

→ 障がい福祉アンケートの実施

4 区域の設定

→ 茨城県障害福祉計画にて定める

5 住民の意見の反映

障がい福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障がい者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

→ パブリック・コメントの実施

6 他の計画との関係

障がい福祉計画は、市町村障がい者計画（障害者基本法）、市町村地域福祉計画（社会福祉法）、市町村介護保険事業計画（介護保険法）、市町村子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法）、その他の法律の規定による計画であって、障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

→ 各計画間における調整の実施

7 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

障がい福祉計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずることが必要である。

→ 年次的な見直し（PDCAサイクル）の実施

（P.112 第4章 計画の進行管理 参照）





第3節 計画の対象者

この計画の対象者となる「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条で規定する「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」、「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者」並びに「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの（難病患者）」をいい、「障がい児」とは、「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」をいいます。

この計画では、「障がい者」と「障がい児」を合わせて「障がい者等」といいます。

第4節 計画期間中の見直しについて

国では、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准書を国連に寄託し、同年2月に効力が発生しました。

この条約に批准するまでの間、障害者基本法や障害者総合支援法の改正、障害者差別解消法の成立など国内の法整備が行われてきましたが、今後「障害者権利条約」の実施に向け、新たな制度改革や取り組みが一層進められていく予定です。このような動向も踏まえつつ、計画期間中においても「障がい福祉計画」の年次的な達成状況の点検・評価と併せ、必要に応じて本計画の見直しを行います。





第2章 障がい福祉サービス等の 提供体制の確保に係る目標

第1節 策定の趣旨及び位置付け

第2節 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量
(基本指針)





第1節 策定の趣旨及び位置付け

基本指針では、「障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成29年度を目標年度とする障害福祉計画において必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標として、第2節の1から4までに掲げる事項に係る目標（成果目標）を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標（成果目標を達成するために必要な量をいう。）を計画に見込むことが適当である。」とされています。

この章では、基本指針で示された数値目標に対して、平成29年度の当市における数値目標を定めます。





第2節 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込み

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

基本指針では、地域移行を進める観点から、平成25年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立支援事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとされています。

(1) 平成25年度末時点の施設入所者のうち、地域移行する者の数

基本指針	◇平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活に移行する。
目標値の算出方法	◇当市の平成25年度末時点での施設入所者数(67人)の12%の数字を目標値とする。 ※ $67人 \times 12\% = 8.04人 \div 8人$
目標値	◆8人

【施設入所者数の推移：実績】

(単位：人)

区 分		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
施設入所者	施設入所支援	17	31	64	71	70	67
	旧法入所	65	40	10	1		
	計	82	71	74	72	70	67

(2) 平成25年度末時点と比較した施設入所者の減少数

基本指針	◇平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減する。
目標値の算出方法	◇基本指針とおりの算出では、平成25年度末時点での施設入所者数(67人)の4%の数字を削減目標値(3人減)とするところだが、当市においては、平成26年12月現在で15人の入所待機者がいることから、当面の間は現状維持とする。
目標値	◆平成29年度の施設入所者数を67人とする。





2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

基本指針では、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」に示された入院医療中心の精神医療から精神障がい者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現を目指すという方針を踏まえ、精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率並びに長期在院者数（入院期間が1年以上である者の数）に関する目標値を設定することとされています。（茨城県の数値目標）

基本指針	<ul style="list-style-type: none">①入院後3か月時点の退院率について、平成29年度における目標を64%以上とする。②入院後1年時点の退院率について、平成29年度における目標を91%以上とする。③長期在院者数については、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減する。
目標値の算出方法	<ul style="list-style-type: none">①平成24年6月末時点での退院率は59.6%であり、平成29年度までに64%に向上させる。②平成24年6月末時点での退院率は87.8%であり、平成29年度までに91%まで向上させる。③平成24年6月末時点での長期在院者数は4,464人であり、平成29年度までに10%以上減少させる。
目標値	<ul style="list-style-type: none">❶入院後3か月時点の退院率を、64%まで向上させる。❷入院後1年時点の退院率を、91%まで向上させる。❸長期在院者数を、10%以上減少させる。（平成29年度：4,014人）





3 地域生活支援拠点等の整備

基本指針では、地域生活支援拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村、又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とするとされています。

地域生活支援拠点とは、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、ひとり暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保など、今後障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、居住支援機能と地域支援機能の一体的で多機能型の施設（それぞれの機能を分担した面的な整備もある。）をいいます。

基本指針	◇地域生活支援拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備する。
目標値の算出方法	◇当市、又は常陸太田・ひたちなか福祉圏（那珂市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、大子町、東海村）内に、1 か所整備する。
目標値	◆1 か所

4 福祉施設から一般就労への移行等

基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値、就労移行支援事業の利用者数の増加の目標値、就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加の目標値について設定されています。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」において、市町村は障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障がい福祉計画において、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障がい者就労施設等の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましいとされています。





(1) 就労移行支援事業所等を通じて平成29年度中に一般就労に移行する者の数

基本指針	◇平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。
目標値の算出方法	◇当市の平成24年度の一般就労移行者数(5人)の2倍の数字を目標値とする。 ※5人×2倍=10人
目標値	◆10人

(2) 就労移行支援事業の利用者数の増

基本指針	◇就労移行支援事業の利用者数について、平成29年度末における利用者数が、平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること。
目標値の算出方法	◇当市の平成25年度末における就労移行支援事業利用者数(38人)の6割以上を増加する。 ※38人×60%=22.8人 38人+22.8人÷61人
目標値	◆61人

(3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増

基本指針	◇就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。
目標値の算出方法	◇障害者雇用促進法の施行によって障がい者の就労率は高まっているが、就労移行支援事業所において就労移行率が3割を超えることは困難な状況のため、就労率の向上を目指すものとする。 ※市内の就労移行支援事業所数：8事業所 【一般就労実績数】平成24年度：1人、平成25年度：1人
目標値	◆就労移行支援事業所での就労移行率を3割以上とする。

(4) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進

基本指針	◇官公需に係る障がい者就労施設等の受注機会の拡大への取組を進める。
目標値の算出方法	◇市では、障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、「障がい者就労施設等からの物品等調達方針」を毎年度策定し、障がい者就労施設等からの物品等の調達について、優先的かつ積極的に進める。
目標値	◆調達する目標額を、前年度実績額以上とする。

【参考:障がい者就労施設等からの物品等調達実績】

年度	目標額	実績	内容
平成25年度	500,000円	391,500円	3事業所：除草、芝生管理、トイレ清掃など
平成26年度	700,000円	—	除草、トイレ清掃、冊子印刷など





第3章 各サービスの見込量

第1節 障がい福祉サービスに関する見込量

第2節 地域生活支援事業に関する見込量

第3節 障がい児通所支援に関する見込量





第1節 障がい福祉サービスに関する見込量

目標年度である平成29年度までの各年度の障がい福祉サービス量を以下のとおり見込み、本市における提供体制の計画的な整備を図ります。

数値を見込むに当たっては、障がい福祉サービスの支給決定者数や現に利用している人の数、一人当たりの利用量を考えに入れながら、これまでの実績により設定することを各サービスに共通する視点とします。

1 訪問系サービス

区分	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
居宅介護	人	34	44	50	52	63	74	87
	時間	647	853	984	1,051	1,247	1,471	1,736
重度訪問介護	人	2	2	2	3	3	4	4
	時間	1,202	1,299	1,278	1,554	1,875	2,500	2,500
同行援護	人		1	3	4	6	8	10
	時間		15	32	35	54	92	156
行動援護	人	0	0	0	0	1	1	2
	時間	0	0	0	0	15	15	30
重度障がい者 等包括支援	人	0	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	0	420	420	420

①単位：「人」は月間の実利用者数、「時間」は月間延べ量

②平成26年度までは、当該年度の10月の実績。平成27年度以降は、月間の見込量（以下同じ。）

【実施に関する考え方】

「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者包括支援」については、障がい者数の増加や高齢化に対応し、自立した生活を支える不可欠のサービスとして、今後も年々増加するものと見込みます。

【見込量確保のための方策】

「居宅介護・重度訪問介護」は、8事業所（平成26年10月末現在の市内の事業所数。以下同じ）がサービスを提供しています。引き続き必要なサービス量が確保できるよう事業所に対して働きかけを行うとともに、近隣市町村にある事業所の広域的な利用を進めます。視覚障がい者の外出を支援する「同行援護」については、2事業所がサービスを提供していますが、提供体制を確保するため既存の事業所に対して制度の趣旨と必要性の啓発、立ち上げ支援等の働きかけを行います。「行動援護」は、利用者が知的・精神の障がいにより、行動上著しい困難を有するかたに限られ、そのかたの外出を支援するサービスですが、利用者がいない状態が続いていることから、サービス内容の周知に努めていきます。





2 日中活動系サービス

区分	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
生活介護	人	88	88	92	98	99	100	101
	人日	1,836	1,892	1,946	2,052	2,069	2,090	2,111
自立訓練 (機能訓練)	人	1	0	1	0	1	2	2
	人日	17	0	20	0	11	22	22
自立訓練 (生活訓練)	人	11	9	4	3	4	5	5
	人日	165	139	34	40	64	80	80
就労移行支援	人	41	39	38	35	45	53	61
	人日	657	659	611	577	716	843	970
就労継続支援 (A型)	人	0	1	2	3	4	4	5
	人日	0	21	46	67	89	89	112
就労継続支援 (B型)	人	66	70	80	79	81	83	85
	人日	893	1,286	1,510	1,464	1,499	1,536	1,573
療養介護	人	0	3	3	4	5	5	6
	人日	0	93	93	124	148	148	178
短期入所 (福祉型)	人	17	15	16	15	19	20	22
	人日	123	173	176	200	213	224	246
短期入所 (医療型)	人	1	0	0	0	1	1	1
	人日	18	0	0	0	10	10	10

単位：「人」は月間の実利用者数、「人日」は月間延べ量

【実施に関する考え方】

「生活介護」や「自立訓練（生活訓練）」は、退院可能な精神障がい者の地域移行後の利用もあわせて見込みます。また、「就労移行支援」及び「就労継続支援B型」は、これまでも着実に利用が増えており、加えて特別支援学校高等部の卒業生の進路としての利用も見込まれます。「療養介護」は、病院において医学的管理のもと日常の介護を受けるもので、微増傾向にあると見込まれます。「短期入所」は、その利便性から需要の高いサービスということを見込んで算出します。

【見込量確保のための方策】

「生活介護」は2事業所が、「自立訓練」は1事業所が実施しています。「就労移行支援」は7事業所が、「就労継続支援A型」は1事業所が、「就労継続支援B型」は8事業所が実施しており、それぞれの就労支援サービスを併設している事業所は7事業所あります。「短期入所」は4事業所が実施しています。「療養介護」は医療機関で実施されるもので、利用が見込まれる対象者に対しては、水戸市、高萩市及び東海村の5病院においてサービスを提供します。年々増加する利用者に対応するため、総じて各事業所の定員に対する利用者の割合や、近隣の事業所の利用状況に注意を向けながら、必要なサービス量の供給確保に努めます。





3 居住系サービス

区 分	単 位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
グループホーム	人	12	15	15	53	57	62	67
ケアホーム	人	26	30	30				
施設入所支援	人	76	71	67	70	69	68	67

単位：「人」は月間の実利用者数

【実施に関する考え方】

福祉施設を退所して地域生活への移行をめざす人のほか、退院可能な精神障がい者の地域移行者数を念頭に置き、居住の場として「グループホーム」の利用を見込みます。また、「施設入所」においては、最終年度の入所者数の目標（67人）を達成する過程として、年度ごとの見込み量を設定します。

なお、平成26年度から「ケアホーム」は「グループホーム」に一元化されました。

【見込量確保のための方策】

「グループホーム」は12事業所が、「施設入所支援」は1事業所がそれぞれ設置されています。特にグループホームは、地域移行者の居住の場としての需要が見込まれるため、空き状況や入居待機者の動向について、随時、市内・外の事業者と情報の共有を図ります。





4 相談支援

区 分	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
相談支援	人/年	1						
計画相談支援	人/年		25	111	333	346	360	374
地域移行支援	人/年		0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/年		0	0	0	1	1	1

単位：人/年は、年間の実利用者数

【実施に関する考え方】

「計画相談支援」は、サービスを利用するすべての人を対象に「サービス等利用計画」を作成するもので、平成 26 年度末までに障がい福祉サービスを利用する全ての方の作成が必須（平成 26 年 12 月末時点で 91.6%完了し、平成 26 年度内に完了見込み。）となっているため、各サービスの実利用者数をもとに見込みます。「地域移行支援」は、入所・入院している人について住居の確保の相談を行うなど、退所・退院後に地域生活に円滑に移行できるように支援もので、地域移行の目標値をもとに利用を見込みます。また、「地域定着支援」は、障がいの特性により緊急に支援が必要な場合等に、24 時間対応の相談支援体制により支援するもので、在宅の単身者の利用を見込みます。見込量については、いずれの相談支援も、実利用者数と適宜実施するモニタリングの回数を考慮して、年間の延べ利用者数を設定します。

【見込量確保のための方策】

障がい福祉サービスの支給決定に係る「サービス等利用計画」の作成が義務付けられたことにより、一層の相談支援体制の充実と強化が求められ、指定特別相談支援事業所及び相談支援専門員の確保と充実が課題となります。この事業は、市が事業所の指定を行うため、指定に当たっては「質」と「量」の両面に配慮しながら事業所を確保するとともに、基幹相談支援センターを中心として研修会等を実施し、相談支援専門員のスキルの向上と統一化を図ります。

一方、「地域移行支援」及び「地域定着支援」では、県の事業所指定による「指定一般相談支援事業所」において相談支援が提供され 2 事業所が実施しており、円滑な地域移行や緊急時の対応等において適切で手厚い支援体制が望めるよう事業所の確保に努めます。





第2節 地域生活支援事業に関する各サービスの見込量

目標年度である平成29年度までの各年度の地域生活支援事業の量を、以下のとおり見込み、本市における提供体制の計画的な整備を図ります。

数値を見込むに当たっては、障がい者等数の推移や現に利用している人の数、一人当たりの利用量を考えに入れながら、これまでの実績により設定することを事業に共通する視点とします。

必須事業

1 相談支援事業

区分	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
相談支援事業所	か所	3	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	有・無		有	有	有	有	有	有

平成23年度から平成25年度までは、当該年度の実績。平成26年度以降は、各年度の見込量（以下同じ。）

【実施に関する考え方】

市内の1事業所及び広域利用の2事業所の相談支援事業所において、一般相談、特別相談に応じるほか専門的職員を配置して、障がい者等の地域生活に不可欠な相談支援体制を充実・強化します。「指定一般相談支援事業所」へは、「基幹相談支援センター」としての業務を委託し、地域のネットワークを構築するとともに、総合的な相談業務や地域自立支援協議会の運営など、地域密着型の包括的な支援を実施します。

【見込量確保のための方策】

障がい者等の地域生活の充実、社会参加に向けた総合相談支援、必要な情報の提供などの便宜供与について一層の推進を図るとともに、障がい者等の身近な窓口としての役割を広く周知するため、広報活動を推進します。





2 成年後見制度利用支援事業

区 分	単 位	平成						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業	人 (実利用者)	1	0	0	0	1	2	2

【実施に関する考え方】

障がい者等の将来の不安要素としての「本人の高齢化や重度化」、「保護者の高齢化」、「親亡き後」を見据え、成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者等に対して、この制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

【見込量確保のための方策】

相談支援や障がい福祉サービスの利用状況等から対象者を把握するなど、日頃からニーズの把握に努め、必要に応じて迅速に対応するとともに、制度利用に対する周知・啓発に努めます。

3 意思疎通支援事業

区 分	単 位	平成						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人 (実利用者)	3	5	5	4	5	5	6

【実施に関する考え方】

茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」に手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、聴覚や言語に障がいのある人の社会参加を支援します。また、手話通訳者・要約筆記者の養成研修について、センターと連携して実施します

【見込量確保のための方策】

聴覚や言語に障がいのある人が、複雑化する社会において不自由なく日常生活、又は社会生活を営めるよう制度理解に努め、有効かつ効率的な利用に向けて、積極的な支援を推進します。





4 日常生活用具給付等事業

区 分	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護・訓練支援用具	件	1	7	2	3	4	5	6
自立生活支援用具		6	6	6	5	6	7	8
在宅療養等支援用具		4	4	8	4	5	6	7
情報・意思疎通支援用具		9	10	11	11	12	12	12
排泄管理支援用具		821	820	856	870	880	890	900
住宅改修費		2	4	3	3	2	2	3

【実施に関する考え方】

用具の種類ごとに、対象要件に照らして適切に給付等を実施します。また、用具の取り扱い事業者に対しては、給付基準にあった規格により商品を提供するよう随時指導を行い、公費負担の適正化に努めます。

【見込量確保のための方策】

障がい者の日常生活を補い、利便性の向上を図るために、対象種目や基準額の見直しを適宜に行うとともに、積極的に周知・啓発を行うことで、利用率の向上を図ります。

5 移動支援事業

区 分	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
移動支援事業	人 (実利用者)	43	28	34	45	46	48	50
	時間 (延時間)	3,549	4,474	3,943	3,480	3,500	3,600	3,700

【実施に関する考え方】

屋外での移動が困難な障がい者等が円滑に外出することができるよう移動の際の介助を行い、社会参加や活動を促進するうえで重要な事業です。実利用者数は微増傾向にありますが、短時間での利用が増加傾向にあり、利便性の高い事業と言えます。

【見込量確保のための方策】

突発的なニーズに対応できるよう臨機応変にサービスの提供を行うとともに、必要なサービス量を提供できるよう、委託事業所の確保に努めます。また、事業の一層の利便性向上を図るために、この事業の対象者を、障がい手帳の交付を受けている者から、障がい福祉サービスの支給対象者と同様に、難病患者や自立支援医療（精神通院）の利用者などを加え、対象者の拡大を図ります。





6 地域活動支援センター事業

区分		単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域活動支援 センター	市内	か所	1	1	1	1	1	1	1
		人 (登録者)	54	38	38	32	30	30	30
	市外	か所	3	3	3	3	3	4	4
		人 (登録者)	34	43	45	45	45	47	47

【実施に関する考え方】

市内の1センター及び広域利用の3センターが、障がい者の身近な居場所として受け入れを実施しています。身近な通所場所として、創作的活動や生産活動の機会の提供、生活訓練や社会適応訓練等を行うことにより、障がい者の自立促進と生活の質の向上を図ります。

【見込量確保のための方策】

センターの機能強化として、創作活動などの余暇活動だけではなく、社会適応訓練や医療・福祉・地域の連携、障がいに対する理解・啓発などの事業の実施が求められており、雇用・就労が困難な障がい者の地域生活の場となるよう、また、障がい福祉サービスに移行するまでの期間や、介護者が不在になる場合などにおける一時的な利用についても、柔軟に受け入れできるよう、利便性の高い魅力あるセンター支援体制を整え、支援内容の一層の充実を図ります。





任意事業

7 訪問入浴サービス事業

区 分	単 位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問入浴サービス	人 (実利用者)	2	3	4	4	4	4	5
	日 (延日数)	137	233	289	406	420	450	510

【実施に関する考え方】

重度の身体障がい者に対し、移動入浴車により訪問して入浴介助を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【見込量確保のための方策】

利用者ニーズの把握と適切な情報提供に努めるとともに、サービス提供事業所の確保、拡充に努めます。

8 巡回専門員整備事業

区 分	単 位	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
巡回専門員整備事業	巡回施設数	か所	8	10	10	11	13
	訪問回数	回	93	100	130	140	150

①平成 25 年度からの新規事業

②平成 25 年度は、実績数。平成 26 年度から平成 29 年度までは、各年度の見込量

【実施に関する考え方】

保育所等の子どもやその親が集まる施設等に巡回等支援を実施し、障がい気になる段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援との連携により、発達障がい児等の早期発見、早期対応を図ります。

【見込量確保のための方策】

巡回専門員を拡充してより頻回に訪問できる体制の整備を図り、関係機関との連携によってより早期に発見、対応できるよう、事業の充実と強化を推進します。





9 自動車運転免許取得、改造助成事業

区 分	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
自動車運転免許取得、改造助成	件	1	3	1	1	2	2	2

【実施に関する考え方】

身体障がい者の自動車免許取得費用及び自動車改造費用について助成し、就労及び社会参加を支援します。（補助限度額：それぞれ100,000円）

【見込量確保のための方策】

実績件数は少ないものの、対象となる障がい者の就労や社会参加を推進するためにも、周知・啓発を推進し、継続して実施します。

10 日中一時支援事業

区 分	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
日中一時支援事業	人 (実利用者)	70	96	105	115	120	130	140
	日 (延日数)	2,972	3,889	4,876	5,170	5,500	5,800	6,000

【実施に関する考え方】

障がい者等に日中における活動の場を提供することで、家族の就労を支援し、また、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保して負担軽減を図ります。

【見込量確保のための方策】

将来においても利用の増加が見込まれる事業であり、障がい者等の地域における日常生活を支援するためのサービス量を提供できるよう、引き続き事業所の確保に努めます。また、事業の一層の利便性向上を図るために、この事業の対象者を、障がい手帳の交付を受けている者から、障がい福祉サービスの支給対象者と同様に、難病患者や自立支援医療（精神通院）の利用者などを加え、対象者の拡大を図ります。





11 障がい者虐待防止対策支援事業

区 分	単 位	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障がい者虐待防止研修会参加者	人	88	100	120	130	150

①平成 25年度からの新規事業

②平成 25年度は、実績数。平成 26年度から平成 29年度までは、各年度の見込量

【実施に関する考え方】

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者からの通報、虐待を受けた障がい者からの相談や届出を受け、障がい者虐待の未然防止と虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援、並びに養育者に対する支援を行います。

【見込量確保のための方策】

障がい者への虐待は、絶対にあってはならないことであり、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加を促進するためには、虐待防止に関する広報、啓発が必要不可欠です。よって、虐待防止に係る見込量としては、多くの方に広く周知することを重視し、研修会への参加者数を活動指標とします。

12 更生訓練費給付事業

区 分	単 位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
更生訓練費給付事業	人 (実利用者)	1	0	0	1	1	2	3

【実施に関する考え方】

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がい者に対して更生訓練費（訓練に係る消耗品等の補助、通所のための経費の補助）を支給し、社会復帰の促進を図ります。

【見込量確保のための方策】

対象者のニーズを正確に把握して制度利用の周知、啓発を推進し、積極的な利用を支援します。





第3節 障がい児通所支援に関する見込量

平成24年度から、障がい児の通所支援は児童福祉法に一本化されました。これにより、障害者総合支援法に基づく本計画においては策定の対象外となりましたが、基本指針に示すように、障がい児支援の基盤整備に係る内容となるため、今後の障がい児通所サービスの見込み等についても定め、本市における提供体制の計画的な整備を図ります。

なお、障がい児入所支援は、茨城県が実施者となることから、緊密な連携を図り、積極的に支援してまいります。

区 分	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 28年度
児童デイサービス	人	51						
	人日	491						
児童発達支援	人		15	15	21	24	28	32
	人日		207	220	269	304	344	389
放課後等デイサービス	人		49	61	72	80	91	104
	人日		582	770	881	1,031	1,217	1,436
障がい児支援利用計画	人		24	93	101	113	127	142

①児童デイサービスは、旧障害者自立支援法によるサービス

②児童発達支援、放課後等デイサービスは、児童福祉法によるサービス

③単位：「人」は月間の実利用者数、「人日」は月間延べ日数

④平成23年度～平成26年度は当該年度の10月の実績。平成27年度以降は、月間の見込数

⑤障がい児支援利用計画は年間の実利用者数

【実施に関する考え方】

障がい児の通所支援としては、未就学児が通所する「児童発達支援」が3事業所と、就学児が通所する「放課後等デイサービス」が6事業所あり、3事業所が両サービスを提供しています。「放課後等デイサービス」は、特別支援学校下校後の「学童保育」としての利用となり、必要に応じて提供するものですが、保護者にとって利便性が高く、需要も高いものとなっています。

【見込量確保のための方策】

市が設置する「こども発達相談センター」での支援から、対象者の把握と適切な助言、指導のもと、事業所との連携を図りつつ通所につなげます。「障がい児支援利用計画」は、サービスを利用するすべての障がい児を対象に作成するもので、平成26年度末までに全ての利用者の作成が必須（平成26年9月末時点で100%完了）となっており、計画を作成する「指定障がい児相談支援事業所」の拡充に努めます。







第4章 計画の達成状況の 点検及び評価





計画の進行管理

基本指針においては、「計画に盛り込んだ事項については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずることが必要である。」としており、年次的に計画の進行管理を実施します。(PDCA サイクルの実施)

★成果目標

- ・第2章 第2節 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

★活動指標

- ・第3章 第1節 障がい福祉サービスに関する見込量
- 第2節 地域生活支援事業に関する見込量
- 第3節 障がい児通所支援に関する見込量

